

## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その34）

令和2年11月11日  
在シンガポール日本大使館

1. シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています（10日現在）。詳細は保健省HPを確認下さい。

（1）新規感染者数9名，累計感染者数58,073名，  
累計退院者数57,985名，累計死亡事例28名，  
10日現在隔離者数60名（病院内40名（重篤者0名），コミュニティ内隔離施設20名）。

（2）ドミトリー／専用居住施設（寄宿舍）滞在，建設現場等のワークパーミット所持外国人労働者感染者数1件。

（3）一般国内感染症例1件。

（4）輸入症例7件（就労パス保持者2件，ワークパーミット保持者2件，帯同パス保持者1件，短期滞在パス保持者1件）。

輸入症例者のすべては，シンガポールに到着後のSHN実施中に感染確認。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/1-new-case-of-locally-transmitted-covid-19-infection-27oct-update>

2. 10日，保健省は，高リスク国（現時点で日本を含む）からの渡航者に出国72時間前以内の新型コロナウイルス検査の義務化を含む措置を要旨次の通り公表しました。詳細は保健省HPを確認ください。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/safeguarding-lives-and-livelihoods>

(1) フェーズ3に向けた歩みを進める中で、関係省庁タスクフォースは、一般市民や企業が安全な範囲内で可能な限り通常の活動を再開できるようにするための取り組みを更に強化します。新型コロナウイルス感染のリスクから人命と生活の両方を守るために努力すると同時に、パンデミックが与える社会的・経済的な影響を緩和することを目指します。

(2) 国民と企業の協力を得て、状況をコントロールし、コミュニティの感染を低く抑えてきました。国民はサーキットブレーカーの解除にあたり、関係省庁タスクフォースが策定した水際措置、国内、医療に関する包括的な対策を支持してきました。私たちは、最新の状況や科学的根拠に沿って、その後の対策を定期的に見直し、調整してきました。

#### 【検査とリスク評価による安全な国境の再開放】

(3) 多くの事業、仕事、そして私たちの将来にとって、航空ハブのステータスを維持することは不可欠であり、このため、国境を安全に再開する必要があります。事業の再開支援と雇用の保護に加え、国境を再開することは、家族が再会することを可能にし、愛する人の世話を助ける外国人家事労働者の入国を容易にするなど、社会やコミュニティのニーズを支援するためにも重要です。

#### 【国境管理措置におけるリスクに応じたアプローチの採用】

(4) 国境を再開する際には、公衆衛生への影響を最小限に抑えつつ、より多くの渡航を促進できるように安全に行う必要があります。我々は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するためのシステムは国や地域により異なることを認識しています。このため、国内での感染拡大のリスクの元となる感染の輸入のリスクを国・地域ごとに評価し、それを踏まえた出入国管理を行ってきました。

#### (5) リスクの低い国・地域

国・地域内での感染拡大を検出し、抑制するための包括的な対策が講じられ、新型コロナウイルス感染者の発生率が低いと評価される国・地域を「リスクの低い国・地域」としています。これらの国・地域からの渡航者には、Stay-Home Notice (SHN) の代わりに到着時に新型コロナウイルス検査を受検、または自宅で7日間のSHNを受け、SHN終了時に新型コロナウイルス検査を受ける

ことを求めています。

#### (6) リスクの高い国/地域

「リスクの高い国・地域」からの渡航者には、自宅または指定 SHN 施設で 14 日間の SHN を行い、SHN 終了時に新型コロナウイルス検査の実施など、より厳格な措置を講じています。また、感染拡大のリスクを最小限に抑えるため、渡航者は感染している（感染力を持っている）可能性がある期間隔離されます。

（当館注：現時点で日本からの渡航者は「リスクの高い国・地域」からの渡航者」として扱われています）

(7) また、特定の者が、事業、公務、業務などの重要な目的のために、グリーンレーン／ファーストレーンを利用して入国することを許可しています。

これらの渡航者には SHN による隔離はありませんが、渡航者数に上限を設け、また出発前と到着時に新型コロナウイルス検査を受検し、最初の 14 日間はコミュニティとの交流を制限した登録行程(controlled Itinerary)に沿って行動することを義務付けることで、リスクを管理しています。

#### 【入国者のための出発前検査の義務化】

(8) 感染の輸入リスクを軽減するため、インド、インドネシア、フィリピンへ最近の渡航歴のある者（シンガポール市民・永住権保持者を除く）には、シンガポールへ入国またはシンガポールでの乗り継ぎの際に、新型コロナウイルス PCR 検査が陰性であることを証明する有効な検査結果を提示することを義務付けています。

同様にリスクの高い国・地域からの感染の輸入リスクを低減させるため、2020 年 11 月 17 日 23 時 59 分より、シンガポール市民・永住権保持者以外のすべての入国者は、リスクの低い国・地域からの入国者を除き、出国 7 2 時間前以内に新型コロナウイルスの PCR 検査を受ける必要があります。さらに、これらの渡航者はシンガポール到着時に SHN を実施し、SHN の終了時に検査を受ける必要があります。

（当館注：現時点で日本は「リスクの低い国・地域」とはされていません）

(9) シンガポールの入国管理措置は、世界の状況の変化に応じて変更されます。それぞれの国・地域の状況が悪化した場合、感染の輸入のリスクを制限し、

輸入された症例からの国内感染を防ぐために、より厳格な措置が取られることとなります。同様に、国・地域の状況が改善した場合には、渡航を容易にするために入国管理措置の緩和を検討します。

「Safe Travel」ウェブサイト (<https://safetravel.ica.gov.sg>) を定期的にチェックし、最新の情報を入手することをお勧めします。すべての渡航者は指定施設（自己負担）での SHN（該当する場合）等入国時に何らかの入国管理措置の適用を受けることとなります。

**【検査能力、安全対策、接触者追跡体制の強化により、コミュニティの活動を安全に再開する】**

(10) 世界的には、多くの国で新規感染者数が高水準で推移しています。シンガポールにおいてコミュニティでの感染は抑えられていますが、ウイルスが根絶されたわけではありません。フェーズ3で国境を徐々に開放し、より多くの社会的・経済的活動を再開していく中で、感染者数は現在の一桁から十数件という水準を超え増加していくと予想されます。感染拡大の芽を摘み取るため、サーベイランスと検査の取組を増強させる必要があります。また、無症状または未検出の症例が常に発生する可能性があり、強力な安全管理措置と包括的な検査－追跡－隔離のシステムは、ウイルスを制御下に置き、感染者がオーバーシュートするのを避けるための鍵となります。

**【新型コロナウイルス検査をより受検しやすく】**

(11) 中でも検査は重要な鍵です。関係省庁タスクフォースは定期的に検査戦略を見直し、新型コロナウイルスの検査が公衆衛生の確保のため、またリスクが高い環境・業種において、必要に応じて広く積極的に実施されるようにしています。

(12) より多くの経済活動やコミュニティ活動の再開に伴い、幅広いニーズをサポートするために、新型コロナウイルス検査をすべての人がより利用しやすいものにしていきます。2020年11月30日23時59分から、PCR検査を必要とする企業や個人は、承認された検査事業者による検査を受検できるようになります。これには、出国前の検査を必要とする個人も含まれ、出国前検査のために保健省の承認を求める必要がなくなります。

(13) 現在、PCR検査を実施できるクリニックや事業者者は約600あります。

認可されたクリニック／検査所／病院以外で、新型コロナウイルス検査の実施に関心のある検査所，クリニック，PCR 検査提供者は，  
<https://go.gov.sg/offsitecovid19swab> で申請することができます。新型コロナウイルス検査の実施を承認されたクリニックや事業者のリストは，  
<https://go.gov.sg/covid19pcrtestproviders> で見ることができます。今後もPCR 検査を実施できるクリニックや事業者を増やしていきます。

(14) また，より大規模でリスクの高い活動をより安全な方法で再開できるよう，抗原迅速検査（ART）を用いたイベント前検査の試行措置を実施しています。先月開催された「Singapore International Energy Week」や「ONE Championship Mixed Martial Arts」イベントなど，多くの試行措置を実施してきました。今後も，さまざまな環境でワークフローを試験的に実施し，準備が整い次第イベント前テストに必要な要件の詳細を公表します。

#### 【安全管理対策】

(15) 最も重要な鍵は安全管理対策です。社会的な集まりを少人数に抑え，安全な距離を保ち，責任をもった行動をとることで，国民全員が感染拡大防止に貢献しています。このような対策を講じることで，イベントや集まりに新型コロナウイルス感染者がいた場合でも同時に多くの人に感染させるリスクが限定されるため，感染拡大の速度を遅らせ，大規模なクラスターが形成されるリスクを減らすことができます。

#### 【接触者の追跡体制】

(16) 検査と安全管理対策により感染拡大の防止を図ることができますが，感染を完全に遮断するものではありません。SafeEntry と TraceTogether の両方を利用した接触者追跡体制の強化が重要になります。

新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者を迅速に特定し隔離することで，さらなる感染を制限することができます。SafeEntry と TraceTogether は，陽性を隔離し，潜在的なクラスターを特定するための補完的なツールです。

TraceTogether-only SafeEntry (ToS)の導入に当たり，TraceTogether アプリをダウンロードするか，TraceTogether トークンを受け取って使用するようお願いします。ToS が義務化されるのは，TraceTogether トークンの使用を希望するすべての人が，自分の居住地内のコミュニティセンター/クラブ（CC）でトークンを受領する機会を得た後になります。居住地域収集場所での

トークン配布の最新スケジュールについては、TokenGoWhere のウェブサイト (<https://token.gowhere.gov.sg>) を参照してください。

TraceTogether アプリ使用希望者は、アプリの最新バージョンにアップデートしてください。

(17) すべての一般客・来場者に対して SafeEntry チェックインを実施することが義務付けられている会場でも、トークンチェックイン方式の導入が進んでいます。今後、会場と連携して、TraceTogether トークン使用者が SafeEntry できるようにしていきます。これにより、ToS への移行もスムーズになります。

### 【ワクチンの確保】

(18) 世界中で新型コロナウイルスの様々なワクチンが開発中であり、臨床試験に移行しています。様々なワクチンにより色々な効果が期待でき、ワクチンに加えて安全管理対策や接触者の追跡などの他の予防手段をとることで国内の感染症の拡大を止めることができる可能性があります。

(19) 政府は世界における新型コロナウイルスのワクチン開発の状況を注視しており、世界的な強い需要が予想される中で、数量を確保するための措置を講じてきました。シンガポールは、世界的な新型コロナウイルス・ワクチン・グローバル・アクセス (COVAX) ファシリティに参加し、その活動推進を強く支持しています。Gavi the Vaccine Alliance, Coalition for Epidemic Preparedness (CEPI), 世界保健機関 (WHO) が共同で主導するこのグローバルな協力は、ワクチン (ポートフォリオ) の確保のためリスクとリソースを分担しています。現在までに、世界の人口の 85%以上を占める 186 国・地域の COVAX ファシリティの参加者がいます。

(20) COVAX ファシリティを通じた取組に加えて、私たちはワクチンのポートフォリオを多様化させてきました。これらのワクチンのすべてが成功するとは限らず、また、全ての人に効果があり、安全で有効であるとは限りません。多様なワクチンポートフォリオを確保するための取組により、シンガポールに適したワクチンを確保する可能性を高めることができます。

(21) シンガポール国民の安全は、私たちのワクチン接種の取組みのすべてにおいて最優先事項です。ワクチンの安全で効果的な使用を確保するために、保健省は、感染症、免疫学、その他の関連分野の専門家で構成される新型コロナ

ウイルスのワクチン接種に関する専門家委員会を設置しました。委員会はワクチンの臨床試験データが世界的に明らかになった時、データを注意深く監視し、ワクチンの適合性、安全性、有効性について勧告し、人に応じた適切な接種方法を推奨します。安全で有効性が高いと評価されたワクチンのみが、必要な者に提供されます。

(22) 他方、我々は、今後数ヶ月間、世界で開発中の様々なワクチン候補の進捗状況を注意深く追跡し、我々の計画に関する更なる最新情報を提供していきます。

### 【共に強くなるために】

(23) 道程は長く、私たちは油断してはいけなく、安全管理対策を怠ってはいけません。新型コロナウイルス感染再拡大を招き、これまでの犠牲を無駄にしかねないからです。今年の初めに比べれば、現在の状況は良くなったとはいえ、決して甘く見てはいけません。もし感染者数が急増した場合、私たちは迅速かつ断固とした対応をしなければならず、ウイルスを制御下に維持するために一緒に行動しなければなりません。フェーズ3、そしてフェーズ3以降へと進む中で、私たちは互いに支え合い、共により強くなっていきましょう。

3. 9月18日より、シンガポールとの間でビジネストラックの運用を開始しています。ビジネストラックは、例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、(本邦活動計画書)の提出等の追加的条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる(行動制限が一部緩和される)スキームです(注)。主に短期出張者用のスキームであり、特にシンガポールとの間では、本スキームの利用者の渡航先における滞在期間は30日以内に限定されます。

(注) 自宅等と勤務先の往復等に限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が入り出る場所への外出は回避

なお、(ビジネストラック)に加え、入国後14日間の自宅待機は維持しつつ、双方向の往来を再開する(レジデンストラック)についても、9月30日より、シンガポールとの間で運用を開始しています(日本からシンガポールに來訪される場合のシンガポール当局からの事前承認取得や隔離等については引き続きシンガポール政府の定める措置に従う必要があります)。

詳細につきましては、以下リンクをご参照ください。

(大使館HP)

(国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について)

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/phased\\_measures\\_for\\_resuming\\_cross-border\\_travel.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/phased_measures_for_resuming_cross-border_travel.html)

4. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP) ※11月より福岡便を運行再開

[https://www.singaporeair.com/en\\_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9](https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9)

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/201002NorthAsia.pdf>

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域)

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/201027TableforCitiesApprovedforTransit.pdf>

5. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて（感染症危険情報）を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info1030.html>

6. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シンガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

(新型コロナウイルス (日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

7. 外務省海外安全ホームページ，厚生労働省ホームページ，シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/18corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html)

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ）

<https://www.moh.gov.sg/>

（参考）シンガポール政府はWhatsAppの専用チャンネルを設け情報を提供しています。（チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>）